

★5月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

令和4年度 雇用保険料率の変更について



『雇用保険法等の一部を改正する法律案』が令和4年3月30日に国会で成立し、
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりになりました。

注意点

- ・令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・**年度の途中から保険料率が変更となります**ので、ご注意ください。

◆令和4年4月1日～令和4年9月30日

| | ①労働者負担 | ②事業主負担 | ①+② | | |
|------------------|---------|-----------|----------|-----------|------------|
| | | | 失業等給付の料率 | 雇用保険料率 | |
| 一般の事業 | 3/1,000 | 6.5/1,000 | 3/1,000 | 3.5/1,000 | 9.5/1,000 |
| 令和3年度 | 3/1,000 | 6/1,000 | 3/1,000 | 3/1,000 | 9/1,000 |
| 農林水産・ 清酒製造の事業 | 4/1,000 | 7.5/1,000 | 4/1,000 | 3.5/1,000 | 11.5/1,000 |
| 令和3年度 | 4/1,000 | 7/1,000 | 4/1,000 | 3/1,000 | 11/1,000 |
| 建設の事業 | 4/1,000 | 8.5/1,000 | 4/1,000 | 4.5/1,000 | 12.5/1,000 |
| 令和3年度 | 4/1,000 | 8/1,000 | 4/1,000 | 4/1,000 | 12/1,000 |

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

◆令和4年10月1日～令和5年3月31日

| | ①労働者負担 | ②事業主負担 | ①+② | | |
|------------------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| | | | 失業等給付の料率 | 雇用保険料率 | |
| 一般の事業 | 5/1,000 | 8.5/1,000 | 5/1,000 | 3.5/1,000 | 13.5/1,000 |
| 農林水産・ 清酒製造の事業 | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 | 3.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| 建設の事業 | 6/1,000 | 10.5/1,000 | 6/1,000 | 4.5/1,000 | 16.5/1,000 |

令和4年4月から年金手帳が廃止になっています

新たに年金制度に加入される方または年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できる書類の再発行を希望する方は、年金手帳に替えて『基礎年金番号通知書』が交付されます。
※既に年金手帳をお持ちの方は、引き続き、年金手帳を大切に保管してください。

★令和4年5月の営業土曜日は
以下のとおりです。

7日(土) 営業(税務・労務)
14日(土) 営業(税務・労務)
21日(土) 営業(税務)
28日(土) 営業(税務)

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.terazei.com/>

GW休業日 令和4年5月3日(火)～5月5日(木)